

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立みなみ野小中学校
校 長 名 仙 北 谷 仁 策 公印

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神に基づき、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性と生きる力を備え、自主性や創造性に富み、社会の共生意識と国際的な視野をもつ児童・生徒の育成を目標とする。さらに、目標達成のため、以下のように具体的な児童・生徒像及び学校像を定め全教職員が共通理解の下、その達成をめざす。

【めざす児童・生徒像】（◎は本年度の重点）

- 自ら学び、向上する人 【知】 → 自らすすんで考え、集団から学び、自分の考えをもてる人
- ◎ 思いやりがあり、優しい人 【徳】 → 自他を大切にし、集団のなかで関わりがもてる人
- 心身を鍛え、健康な人 【体】 → 心身が健康で、前向きにはつらつと行動できる人

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 心豊かで思いやりのある児童・生徒を育成するために人権教育を基盤とし、人との関わり合いを重視した教育活動を推進する。【徳】【豊かな心の育成】

イ 学習指導要領の趣旨や配慮事項に則り、適正な教育課程の編成・実施と授業時数の確保の下、児童一人ひとりに「確かな学力」を身に付けさせるため、授業改善や学習環境の工夫・整備を通して、学習指導の一層の充実を図る。【知】【確かな学力の育成】

ウ 心身共に健康で意欲的に活動する児童・生徒を育成するため、学校の環境を活用し、日常的に運動に親しむ場や機会を具体的に設定するとともに、組織的な保健や健康に関わる指導を通して家庭との連携も図りながら、教育活動全体で「心身と社会的な健康」（ウェルビーイング）を目標とする。【体】【健やかな体の育成】

エ 不登校問題の解決のために、児童・生徒一人ひとりの状況を正しく認識し、実態に合った支援や手だてについて、組織的に実行する。【不登校児童・生徒への支援】

オ 「いじめを許さないまち八王子条例」及び「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」を踏まえ、本校の「学校いじめ防止基本方針」の下、生命尊重の観点から自他の命を大切にする指導を徹底するなかで、いじめのない、児童・生徒が安心して生活できる学校の実現を組織的にめざす。【いじめ防止等の取組】

カ 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに基づき、その能力を最大限に伸ばすため、特別支援教育を推進するとともにその理解・啓発に努め、適切な支援が行われる環境を整備していく。【特別支援教育の充実】

キ 小中一貫教育の更なる充実【みなみ野中学校グループ】

みなみ野中学校グループの共通目標として「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」及び義務教育終了段階において育成すべき生徒像を次のように設定する。

- ・ 自ら学び、向上する人
- ・ 思いやりがあり、優しい人
- ・ 心身を鍛え、健康な人

この視点をみなみ野小学校、みなみ野君田小学校で共有し、小学校段階では、それぞれの小学校で次のような目標を設定し、教育活動を計画・実践していく。

【みなみ野小学校】

- ・ 学んで高める子
- ・ 優しく思いやれる子
- ・ 元気に活動する子

【みなみ野君田小学校】

- ・ 学んで伸びる子
- ・ 強く優しい子
- ・ 健康に過ごす子

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（小学校外国語活動を含む）

- (ア) 各教科・領域の特性に合わせ、1人1台の学習用端末を活用し、他のICT機器と連携させ、個に応じた指導の充実を図る。
- (イ) 思考力、判断力、表現力等を育むため、教科等の特性に応じた言語活動の充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努める。授業では、課題を明確にし、見通しをもって取り組み、考え、話し合い、学びを振り返る学習活動を児童・生徒の実態に即して展開し、一人ひとりの力を着実に付けていく。
- (ウ) 小学校高学年教科担任制を実施し、複数担任体制による生活指導の充実、中学校への円滑な接続及び専門性の高い教科指導に努める。また、理科教育において観察・実験に加え、1人1台の学習用端末を活用させることにより、自ら考え判断する力を養わせ、問題解決能力を育成する。
- (エ) 小学校第4学年以上では、八王子市学力定着度調査等の結果を踏まえ、八王子ベーシック・ドリルや「はちおうじっ子ミニマム」を活用して国語科及び算数科・数学科における「基礎・基本」を明確にし、ドリル型学習コンテンツを活用した家庭学習を併用しながら、基礎的・基本的な学力の定着を図る。また、みなみ野中学校グループ（みなみ野小中・みなみ野君田小）独自に設定した算数問題、数学都立高校入試問題の類似問題の演習により、基礎的な学習内容の定着を促進する。
- (オ) 外国の言語や文化・習慣などを体験的に理解させるなど、外国語科・外国語活動を充実させ、アクティビティを通して、コミュニケーション能力の基礎を培う。
- (カ) 学校図書館司書や関係諸機関及び地域・保護者のボランティア人材との連携を通して、朝読書・読み聞かせ等の読書活動を推進する。また、学校図書館の情報センターとしての機能を充実させる。
- (キ) 新たにSTEAM教育について研究・実践を取り入れ、教科横断的な学習のあり方を研究していく。

イ 総合的な学習の時間

- (ア) SDGsを推進するために、身近な社会や自分たちの住む地域や国、そして世界で解決すべき問題について、より良い国際社会をつくり出す学びを教科横断的に行う。
- (イ) 地域への愛着を深めるために、小中合同で桑都八王子かるたを活用した取組、近隣の養蚕業者との連携を活かした活動、農家や専門家と連携した江戸東京野菜などを育てる活動、みなみ野自然塾と連携したみなみ野米の苗作りから収穫までの活動を通して、専門家による協力・支援をはじめ、地域の環境や日本の伝統・文化、更には自らの生き方に関する学習の充実を図る。

ウ 特別活動

- (ア) 児童会・生徒会活動では、異年齢交流活動を通して、上学年は下学年を優しく思いやり、下学年は上学年に尊敬と憧れの気持ちをもつなど、それぞれが自分の立場を知り、役割を果たすことで、学校の集団の一員としての自覚や所属感、連帯感を深め、すすんで集団活動に参加しようとする自主的、実践的な態度を育てる。
- (イ) 集団宿泊的行事では、家庭から遠く離れた自然のなかで宿泊体験をするなどの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、より良い人間関係を築くなどの集団生活のあり方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにする。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

ア 道徳教育全体計画及び別葉に基づき、道徳教育の要として、意図的・計画的に「考える道徳の時間」「議論する道徳の時間」を展開して自己を見つめさせ、生涯にわたって生きて働く道徳的心情や道徳的实践を育む授業を重ねていく。

イ 規範意識や公德心、思いやりの心や生命尊重などといった、本校の児童・生徒にとっての道徳的な課題について中心に指導を行う。特にいじめの防止に関わる内容項目については、学期に1回以上実施する。また、道徳授業地区公開講座においては、全学級がその目的を果たせるよう意図的・計画的に道徳授業を行うとともに保護者や地域に対しても道徳的な啓発を進め、学校、家庭、地域が一体となって児童・生徒の健全育成に関われるようにする。

(3) キャリア教育

ア さまざまな職業の人材と連携した出前授業、地域行事への参加等、他者との関わりを通して自己理解を深め、望ましい勤労観や進路選択能力を育み、将来への進路に向けて希望と意欲を高める。

イ 学年進行及び中学校進学時において、「はちおうじっ子・キャリアパスポート」を活用した引継ぎを確実にを行い、児童・生徒理解に役立てるとともに、家庭とも連携しながら児童・生徒一人ひとりのキャリア形成を図る。

ウ 学校外の主体的活動を推奨し、義務教育段階での豊かな体験活動を推進する。

(4) 特別支援教育

- ア 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細やかな指導を行うために、家庭や地域及び関係機関との連携を図り、学校生活支援シートや連携型個別指導計画を活用した支援を組織的・計画的に行う。
- イ 都立八王子特別支援学校、八王子西特別支援学校等との副籍交流の充実に向け、児童・生徒の実態に応じた可能な連携を図るほか、さまざまな障害についても体験的な学習を通して障害理解教育を推進する。
- ウ 小・中学校における特別支援教室での巡回指導（小学校：なかよし教室、中学校：フレンズみなみ野）を充実させるとともに、通常の学級における支援のあり方について、校内委員会をはじめとする関係会議や打ち合わせを通して教職員が共通理解を図り、日々の実践に活かしていく。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- (ア) 児童・生徒一人ひとりに自己指導力を身に付けさせるために、生活のきまりや生徒心得に児童・生徒の意見を反映し、児童・生徒、地域の実情に応じて改善していく。
- (イ) セーフティ教室を年間1回設定し、どのような状況下にあっても、児童・生徒がその場面に合わせた行動ができるようにする。
- (ウ) 『生命（いのち）の安全教育』の手引きや「八王子市教育委員会『生命（いのち）の安全教育』」を基に、児童・生徒が性犯罪・性暴力の加害者・被害者、傍観者にならないための指導を児童・生徒の発達段階に応じて行うことで、自他の心身を大切にすることを育てる。

イ いじめ防止等の取組

- (ア) 学校いじめ対策委員会を設置し、週1回の関連する協議や活動を進めていく。学校全体で問題を共有するとともに、校内外の専門家と連携して組織的に対応する。特に初期対応の重要性について教職員が十分理解し、適切に問題の早期発見を図る。
- (イ) いじめ等の未然防止及び早期発見・対応に重点をおき、日頃から児童・生徒の小さな変化を見逃さないような教職員の意識を高める。また、年2回のふれあい月間でのいじめアンケートに加え、スクールカウンセラーによる全員面接を小学校第2学年（集団）、小学校第5学年（個人）及び中学校第1学年（個人）で実施するなどして、早期発見のための環境整備を行う。
- (ウ) 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組として特別の教科 道徳や学級活動を中心に命に関する授業を行う。また、いじめや差別を絶対に許さない授業を実践し、家庭・地域の信頼と協力を得る。

ウ 不登校児童・生徒への支援等

- 不登校児童・生徒に対しては、学校に係る健全育成の大きな課題の一つとして捉え、外部関係者・機関をはじめ、校内の教職員で組織的に未然防止・早期解決に取り組む。
- (ア) 登校支援コーディネーターを核として、登校支援スペースを設置し、不登校解消の糸口を探る。
- (イ) 子ども・若者育成支援センターとの迅速な接続と連携を図る。また、個票システムの活用による不登校傾向の児童・生徒の早期把握を行い、保護者との連携を強化する。さらに、スクールソーシャルワーカーとの協働については、これまでの経過・実践を更に発展させ、当該児童・生徒及びその保護者の困り感などに寄り添った取組を強化する。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 上級生としての自覚と上級生への憧れの気持ちを醸成するために、小学校第6学年と中学校第2学年による生徒会・部活動説明会などの活動を行う。
- (取組2) 学力定着プロジェクトチームを設置し、はちおうじつ子ミニマムなどの学力調査を協働で分析し、指導上の課題把握及び授業改善に取り組む。また、小学校修了までにどの学年で履修・定着の徹底を図るかを明確にし、その学年の学習内容を確実に定着させる。
- (取組3) 自主的に学び自立した児童・生徒を育てるため、特に家庭環境の把握、学習面、生活指導面の共通実践、規範意識の高揚や不登校対応など、中学校との円滑な接続を図る。
- (取組4) 地域の子どもは地域で育てる意識を保護者・地域と共有するため、地域と協働した防災訓練、青少年の清掃活動など、地域との連携を深める取組を行う。

イ 学力向上の取組

- 中学校第3学年での「はちおうじつ子ミニマム」を含む各種学力調査の結果を踏まえ各学年で学習すべき内容の完全習得をめざす。小学校・オリオンタイム、中学校・補習教室による基礎学力の底上げを図る。

ウ その他

- (ア) 義務教育9年間を見通した情報活用能力系統表を活用し、年3回の小中一貫教育の日において、実践したことを共有することを通して、みなみ野中学校グループの3校が連携しながら、児童・生徒のICT活用に関する資質・能力を育成する。また、小学校と中学校の連携を意識し、児童・生徒が自分の意見を書いたり、意見交流に活用できたりするなど、情報活用能力を向上させる。
- (イ) みなみ野小中学校レガシー2020の取組として、学校周辺及びみなみ野中学校グループの通学路を中心とした地域の清掃活動等を通してボランティアマインドを育む。
- (ウ) 地域主催の活動（清掃活動など）の案内の配布や掲示をするとともに、教職員の参加を促し、児童・生徒がすすんで参加できるようにする。また、児童・生徒の地域活動での取組を通知表に記入する欄を設け、家庭で記入してもらうことで学校の教育活動以外での児童・生徒の様子を把握し、必要に応じて励ましや賞賛をするなどして児童・生徒が自ら主体的に活動を行う原動力とする。
- (エ) 部活動改革として、本校の児童・生徒や近隣小学校でのアンケート結果を参考にしながら特色のある部活動を設置するだけでなく、広域部活動の充実、4つのカテゴリーの部活動の設置を「八王子市の部活動改革」がめざす方向性に基づき、ロードマップに則り、段階的に進めていく。
- (オ) 近隣の保育園、幼稚園などと連携してスタートカリキュラムを作成し、小1プロブレムの解消を図る。また、保幼小連携の日を活用し、連携保育園児、幼稚園児の情報を交換し、相互理解を推進する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
小1	16	21	20	18	4	20	22	18	19	16	18	16	208
小2	16	21	20	18	4	20	22	18	19	16	18	16	208
小3	16	21	20	18	4	20	22	18	19	16	18	16	208
小4	16	21	20	18	4	20	22	18	19	16	18	16	208
小5	16	21	20	18	4	20	22	18	19	16	18	17	209
小6	17	21	20	18	4	20	22	18	19	16	18	16	209
中1	15	21	20	18	4	20	22	18	19	16	18	16	207
中2	16	21	20	18	4	20	22	18	19	16	18	17	209
中3	17	21	20	18	4	20	22	18	19	16	18	14	207
備考	・開校記念日（6月10日火曜日）と都民の日（10月1日水曜日）は授業日とする。 ・夏季休業期間を7月26日から8月25日までとする。 ・小学校第1学年は、1学期始業式、卒業式に参加しないため2日減。 ・小学校第2学年から第4学年は、入学式・卒業式に参加しないため2日減。 ・小学校第5学年は、入学式に参加しないため1日減。 ・小学校第6学年は、修了式に参加しないため1日減。 ・中学校第1学年は、1学期始業式、入学式前日準備、卒業式に参加しないため3日減。 ・中学校第2学年は、入学式に参加しないため1日減。 ・中学校第3学年は、卒業式後の授業日に登校しないため、3日減。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（小学校の1単位時間は45分、中学校の1単位時間は50分とする。）

学 年		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175	140	140	105
	社 会			70	90	100	105	105	105	140
	算 数、数 学	136	175	175	175	175	175	140	105	140
	理 科			90	105	105	105	105	140	140
	生 活	102	105							
	音 楽	68	70	60	60	50	50	45	35	35
	図画工作、美術	68	70	60	60	50	50	45	35	35
	体育、保健体育	102	105	105	105	90	90	105	105	105
	家庭、技術・家庭					60	55	70	70	35
	外国語（英 語）					70	70	140	140	140
	小 計	782	840	805	840	875	875	895	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35	35	35	35
外 国 語 活 動				35	35					
総合的な学習の時間				70	70 (10)	70 (10)	70 (10)	50 (16)	70 (16)	70 (16)
特別活動（学級活動）		34	35	35	35	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980	1015 (10)	1015 (10)	1015 (10)	1015 (16)	1015 (16)	1015 (16)

備 考

ア その他の授業時数

【小学校】

区分 \ 学年		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	4	4	5	4	4	5
	委員会活動					11	11
クラブ活動					17 1/3	17 1/3	17 1/3
学校行事		57	49 2/3	55 2/3	54 2/3	67 1/3	79 2/3
学級・学年の裁量の時間		20 1/3	4	4	4	4 1/3	5 1/3

【中学校】

区分 \ 学年		1	2	3
生徒会活動		4	3	3
学校行事		60 1/2	57	68 1/2
学級・学年の裁量の時間		10 1/2	15	3 1/2

イ 1 単位時間

【小学校】

- ・1 単位時間は45分とする。
- ・クラブ活動は60分とする。（第4 学年13回、第5 学年13回、第6 学年13回）

【中学校】

- ・1 単位時間は50分とする。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

【小学校】

- ・小学校第5 学年は移動教室（9 月19 日（金））を6 時間授業とし、1 時間増時する。
- ・小学校第6 学年は移動教室（7 月7 日（月）7 月9 日（水））を6 時間授業とし、2 時間増時する。

【中学校】

- ・短い時間を活用した教科等の指導を、1 人1 台の学習用端末を活用するなどして、全学年において週1 回実施する。

中学校第1 学年 金曜 8 時25 分から 8 時35 分まで 回数35 回 年間 7 時間（国語科 3 時間 数学科 4 時間）

中学校第2 学年 水曜 8 時25 分から 8 時35 分まで 回数35 回 年間 7 時間（国語科 3 時間 数学科 4 時間）

中学校第3 学年 火曜 8 時25 分から 8 時35 分まで 回数35 回 年間 7 時間（国語科 3 時間 数学科 4 時間）

- ・中学校第3学年は、修学旅行（9月3日（水））を6時間授業とし、1時間増時する。
- ・中学校全学年は、中間考査（9月22日（月））を6時間授業とし、1時間増時する。
- ・中学校全学年は、合唱祭（10月15日（水））を6時間授業とし、1時間増時する。
- ・中学校第2学年は、職場体験学習（11月25日（火）、26日（水））を6時間授業とし、2時間増時する。
- ・中学校第1学年は、移動教室（2月9日（月）、10日（火））を6時間授業とし、2時間増時する。

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

【小学校】

- ・総合的な学習の時間において、小学校第4学年から第6学年は10時間を郷土学習、江戸東京野菜について（第4学年）、静岡県と八王子市を比較して八王子の良さを見付けよう（第5学年）、日光市と八王子市を比較して八王子市の良さを見付けよう（第6学年）における調査活動及び学習のまとめ作業として位置付ける。

【中学校】

- ・総合的な学習の時間において、全学年10時間を郷土学習（八王子の歴史について（第1学年）、八王子の今について（第2学年）、これからの八王子について（第3学年））における調査活動及び学習のまとめ作業として位置付ける。
- ・総合的な学習の時間において、全学年6時間を進路学習（身近な職業調べ（第1学年）、上級学校調べ（第2学年）、上級学校訪問・レポート作成（第3学年））における調査活動及び学習のまとめ作業として位置付ける。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

【小学校】

- ・基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けた補習を次のように行う。全学年45分間。算数科の内容を中心に実施する。

第1学年 1学期1回、2学期2回、3学期2回

第2、3学年 1学期1回、2学期4回、3学期2回

カ その他

【小学校】

- ・特記事項なし

【中学校】

- ・特記事項なし